

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年8月24日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和3年度東広島市空家等実態調査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13030030
(3) 物品委託役務内容	市内全域の空家等について調査し、今後の計画的な適正管理、利活用及び空家等対策計画の改訂のために必要となる基礎的データを作成するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和4年3月14日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	情報処理>データ処理
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

なし

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和3年8月24日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和3年8月24日～ 令和3年9月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和3年8月24日～ 令和3年8月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 都市部 住宅課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館8階） 電話番号 082-420-0946 /ファックス番号 082-422-5010 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年9月3日～ 令和3年9月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年9月9日～ 令和3年9月10日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年9月13日 午前11時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 令和3年度東広島市空家等実態調査業務仕様書

## 第1章 業務概要

### 1 業務名称

令和3年度東広島市空家等実態調査業務

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月14日（月）まで

### 3 業務の目的

本業務は、平成28年度に実施した実態調査（以下「平成28年度実態調査」という。）により把握した市内全域の空家等（「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」（以下、法という。）第2条第1項に該当するもの）及びその後増加した空家等の軒数及び分布状況などについて調査し、今後の計画的な適正管理、利活用、並びに空家等対策計画の改訂のために必要となる基礎的データを作成することを目的とする。

### 4 調査区域

東広島市内一円

### 5 調査対象範囲

#### (1) 空家等<特定>調査（以下「特定調査」という。）

法第2条第1項に該当する空家等を特定する。（不動産市場流通物件を除く）

ア 平成28年度実態調査で判明した空家等の現状確認

イ 平成28年度実態調査以降に発生した空家等の特定

#### (2) 空家等<実態>調査（以下「実態調査」という。）

ア (1)イにより判明した空家等の不良度判定

### 6 業務工程（詳細は第2章「業務詳細」のとおり。）

#### (1) 調査の準備

#### (2) 現地調査

ア 特定調査

イ 実態調査

#### (3) データ整理・作成

ア GIS取り込みデータ（シェープファイル）の作成

イ 調査結果一覧表（EXCELファイル）の作成

ウ 調査アルバム（PDFファイル）の作成

エ 調査地図帳の作成

オ 業務結果報告書の作成

### 7 業務に関する注意事項

(1) 受注者は、現地調査に従事する者の氏名、生年月日を明記して身分証明書交付願を発注

者に提出し、身分証明書の交付を受けること。現地調査の実施にあたっては、従事者にこれを常に携帯させ、住民などから求めがあった場合は身分証明書を提示する。また、受注者は、業務が完了したときは速やかに、身分証明書を発注者に返納する。

- (2) 受注者は調査事業の実施にあたっては、発注者と密に連絡し、調整を図り、指示に従うこと。
- (3) 成果品の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。(住宅地図を除く。)
- (4) 本業務の実施にあたって、市が提供できる資料以外で地図の購入及び地図複製利用許諾が必要な場合は、受注者において必要な手続きを行うこと。この場合において費用が発生するときは受注者の負担とする。

## 第2章 業務詳細

(※ 数量等については、令和3年度東広島市空家等実態調査業務 設計書を参照すること。)

### 1 調査の準備

調査の方法、体制、工程などについて検討を行い、業務体制・配置計画、業務実施内容、緊急時の連絡体制などについて記載した業務実施計画書を作成し、発注者に提出して承認を得ること。また、空家等調査票（別紙様式1）については、必要があれば協議により修正等を加える。

### 2 空家等の状況把握に関する業務

現在、市内に存する空家等の調査状況は次のとおりであり、各調査状況に応じ、実施する業務が異なる。

区分	調査対象空家等	左記調査対象に対する業務内容
1	平成28年度実態調査により調査が完了している空家等	・「表1 空家等件数地区別一覧表」における「B：減少数」欄において「未調査」となっている区域の「特定調査」
2	平成28年度実態調査以降の調査により把握した空家等	・「表1 空家等件数地区別一覧表」における「C：増加数」欄に記載されている件数分の「実態調査」
3	平成28年度実態調査終了後に発生した空家等のうち、発注者において空家等の位置を把握していない空家等	・「表1 空家等件数地区別一覧表」における「C：増加数」欄において「未調査」となっている区域の「特定調査」及び「実態調査」 ※別紙1「抽出作業実施範囲概要図」のうち、塗りつぶしのある区域（約11,037ヘクタール）

#### (1) 特定調査

##### ① 調査方法

令和2年度に住民自治協議会が行った調査等で判明した解体や活用により解消された空家等及び平成28年度以降に発生した空家等を平成28年度調査地図帳にプロットした資料（紙媒体）を貸与する。

「表1 空家等件数地区別一覧表」における「B：減少数」欄において「未調査」となっている区域については次に定める基準により、空家等の特定を行い、地図帳にプロットする等、位置及び状況を把握する。

##### ② 空家等の特定基準

公道等の民有地に立ち入らない範囲から外観目視により特定調査を行う。

ア 特定調査の対象とする空家等の要件

- ・ 不動産市場に流通していない建物（不動産会社の立看板が立っていない住宅）
- ・ 誰も人が住んでいない又は使用していない建物（一戸建ての住宅、共同住宅、倉庫、店舗等全て。なお、公営住宅は含めないものとする。）

イ 空家等の判断基準

「地方公共団体による空家調査の手引き（国土交通省住宅局平成24年6月）」（以下、「手引き」という。）の判断基準を参考とする。なお、調査に必要な資機材は受注者の負担とする。

空家等の判断基準（手引きから一部抜粋）

- ・ 電気メーターが動いていない

- ・ 郵便受けに大量の郵便物やチラシ等がたまっている
- ・ 外観が廃屋風（人が住んでいる気配がない）
- ・ 雨戸を締め切っている
- ・ その他（カーテンがない、表札がない（主に戸建て））
- ・ 近隣住民からの情報 など

### ③ 特記事項

- ア 「2 空家等の状況把握に関する業務」の表中区分1における「未調査」となっていない区域においても、活用又は解体（解体後の新築を含む）が確認できる場合は、その旨を記録しておくこと。
- イ 「2 空家等の状況把握に関する業務」の表中区分2における件数分以外にも空家等であることが確認できる場合は、その旨を記録しておくこと。

### ④ 受注者への報告

特定調査が終了した段階で、空家等と特定した物件数については発注者に報告すること。ただし、この段階で他の成果品（図面等）は求めない。

## (2) 実態調査

### ① 調査方法

特定調査により空家等と特定した物件について、さらに調査票に基づき詳細調査を行い、物件ごとの各種情報を収集する。

調査は公道等の民有地に立ち入らない範囲からの外観目視により行い、空家等調査票（別紙様式1）を作成する。調査時に取得する情報（項目）は次のとおりとする。

ア 判定建物（母屋、納屋等の別）

イ 建物所在地（地番）

地番の確認方法は、受注者で準備したブルーマップ、住宅地図などによる確認とする。これらの方法で確認しがたい場合は「不明」とする。

ウ 建物用途（同一敷地内に複数の空家等が存在する場合は、母屋など主たる建物と思われる方の建物用途を取得）

エ 建物階数（同一敷地内に複数の空家等が存在する場合は、主たる建物と思われる方の建物用途を取得）

オ 附属建物等（実態調査の対象外となる附属建物等の状況等について記載する）

カ 景観の状況

キ 不良度判定基準（同一敷地内に複数の空家等が存在する場合は、主たる建物の不良度判定基準を取得）

ク 周囲に対する危険度のランク

ケ 写真撮影（近景・遠景）各1枚以上

コ その他、参考となる事項

サ 位置座標

平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）Ⅲ系における座標値X、Y（世界測地系、単位m、小数点第二位以上）

（参考品質／例：国土地理院がWeb上で提供する地理院地図において、レベル18の拡大画面における座標表示程度）

### ② 特記事項

ア 平成28年度調査において「Aランク・Bランク・Cランク」判定となっている空家等で、明らかに老朽度が進んでいるものを見つけた場合は、発注者に報告し、指示を受けること。

## 3 データ整理・作成

### (1) 調査アルバムの作成

#### ① 内容

新たに判明した空家等ごとの調査結果の閲覧用電子データを作成する。

## ② 方法

物件ごとの調査票と撮影写真をA3横サイズ1ページにまとめ、左側半分のA4サイズ領域に調査票を配置し、右側半分のA4サイズ領域に当該物件の撮影写真及び位置図を配置する。同一敷地内に複数の空家等が存在する場合は、不良度判定を行った建物を位置図に示す。なお、作成ファイルはPDF形式とする。

## (2) 調査結果一覧表の作成

### ① 目的

閲覧に対応するため、調査結果一覧表の閲覧用電子データを作成する。

### ② 方法

新たに判明した空家等については、識別番号、所在地、用途、老朽度を記載し、解消された空家等については識別番号、所在地、用途を記載した調査結果一覧表を作成する。なお、作成ファイルはEXCELファイルとする。

## (3) 調査地図帳の作成

### ① 目的

空家等物件を面的、視覚的に把握するための分布図を作成する。

### ② 方法

貸与する平成28年度調査地図帳の写しに(1) 特定調査で判明した新たな空家等を●印等でプロットし、識別番号を記載する。また、活用・解体（解体後の新築を含む）された空家等を×印等でプロットする。

●印は、調査票の建物の不良度のランクに応じて、次の色でプロットすること。

なお、平成28年度調査で判明した空家等と判別できるように工夫すること。

【プロットの色】  
A：青 B：緑 C：紫 D：橙 E：赤 判別不明又は空家等でなくなったもの：黒

## (4) 業務結果報告書の作成

### ① 目的

業務の記録とするため、本業務の結果を整理する。

### ② 方法

発注者が指定する必須項目を掲載し、その他調査風景等の写真を添えてA4サイズの報告書とする。

【必須項目】  
業務名称、業務実施期間、業務実施日、空家等該当件数、地域（西条・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津）別及び住民自治協議会別の空家数の整理表、「第2章 業務詳細、3 業務内容、(1) 特定調査、③ 特記事項」のとおり記録した活用又は解体された空家等の識別番号、空家等の所在地及び活用又は解体の別、調査実施中の業務写真数枚

## (5) GIS取り込みデータの作成

### ① 目的

今後の空家等対策業務等に活用するため、実態調査により得られた新たな空家等と解消された空家等の情報を本市が庁内で運用する統合型地理情報システム（以下「GIS」という。）に登載するためのデータを作成する。

### ② 方法

空家等の識別番号を調査票に付番した上で調査票1件を1レコードとする図形データを新たな空家等と解消された空家等別に作成する。図形データのファイル形式は、Esri社のシェープファイルとする。これ以外のファイル形式を使用しようとする場合は、事前に発注者に承諾を得ること。

なお、この図形データに付与する属性等は別紙2「図形データ作成に係るファイル属

性及びデータ形式」のとおりとする。

### 第3章 成果品

#### 1 本業務における成果品を次のとおり提出すること。

成果品の種類	数量			備考
	電子媒体	紙媒体	品質等	
(1) 調査アルバム	1	—	—	電子媒体はCD-R又はUSBメモリとし、受注者の負担によるものとし、1つの媒体に複数の成果品を保存して提出しても構わない。 ※ 電子媒体はあらかじめウイルスチェックを施したものを使用すること。
(2) 調査結果一覧表	1	—	—	
(3) 調査地図帳	—	1	A3 (住宅地図)	
(4) 業務結果報告書	—	1	A4	
(5) GIS取り込みデータ	1	—	—	
(6) 打合せ記録簿 等	—	2	—	

#### 2 提出期限（履行期限）

令和4年3月14日（月）

#### 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市都市部住宅課計画調整係

電話（082）420-0946（直通） ファックス（082）422-5010



## 空家等調査票

識別番号		調査年月日		調査員名	
建物所在地					
建物用途	1:戸建住宅 2:長屋住宅 3:共同住宅 4:店舗・事務所 5:その他( ) 6:不明				
建物階数	1:一階(平屋) 2:二階 3:三階 4:四階以上				
附属建物等の有無・状態	1:有(用途: ) 2:無				
位置座標(X座標)			位置座標(Y座標)		
景観の状況	門柱・塀の傾き、損傷		1:有(A・B・C) 2:無		
	ごみ等の放置又は不法投棄		1:有(A・B・C) 2:無		
	草木の繁茂		1:有(A・B・C) 2:無		
	立木の腐朽又は倒壊、道路へのはみ出し		1:有(A・B・C) 2:無		
	小動物のすみか		1:有(A・B・C) 2:無		

備考 平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)Ⅲ系における座標値X、Y(世界測地系、単位m、小数点第二位以上)。景観の状況については、多い方をAとし、少ない方をCとする。

## 不良度判定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評点	測定点	最高評点	
1	構造一般の程度	(1) 基礎	① 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		-
			② 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3) 基礎、土台、柱、又は梁	① 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
			② 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の耐力所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			③ 基礎、土台、柱、はりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100		
		(4) 外壁	① 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
			② 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		(5) 屋根	① 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
② 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25					
③ 屋根が著しく変形したもの	50					
3	防火上又は避難上の構造の程度	(6) 外壁	① 延焼のおそれのある外壁があるもの	10		-
			② 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
	(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの	10			
4	排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10		-

備考 ・一の評価項目につき該当評価内容が複数ある場合においては、当該評価項目についての評点は該当評価内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。  
・上記基準によりなお不明であるときは、手引き資料編(7)外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)参照。

合計 点

## 建物の不良度のランク

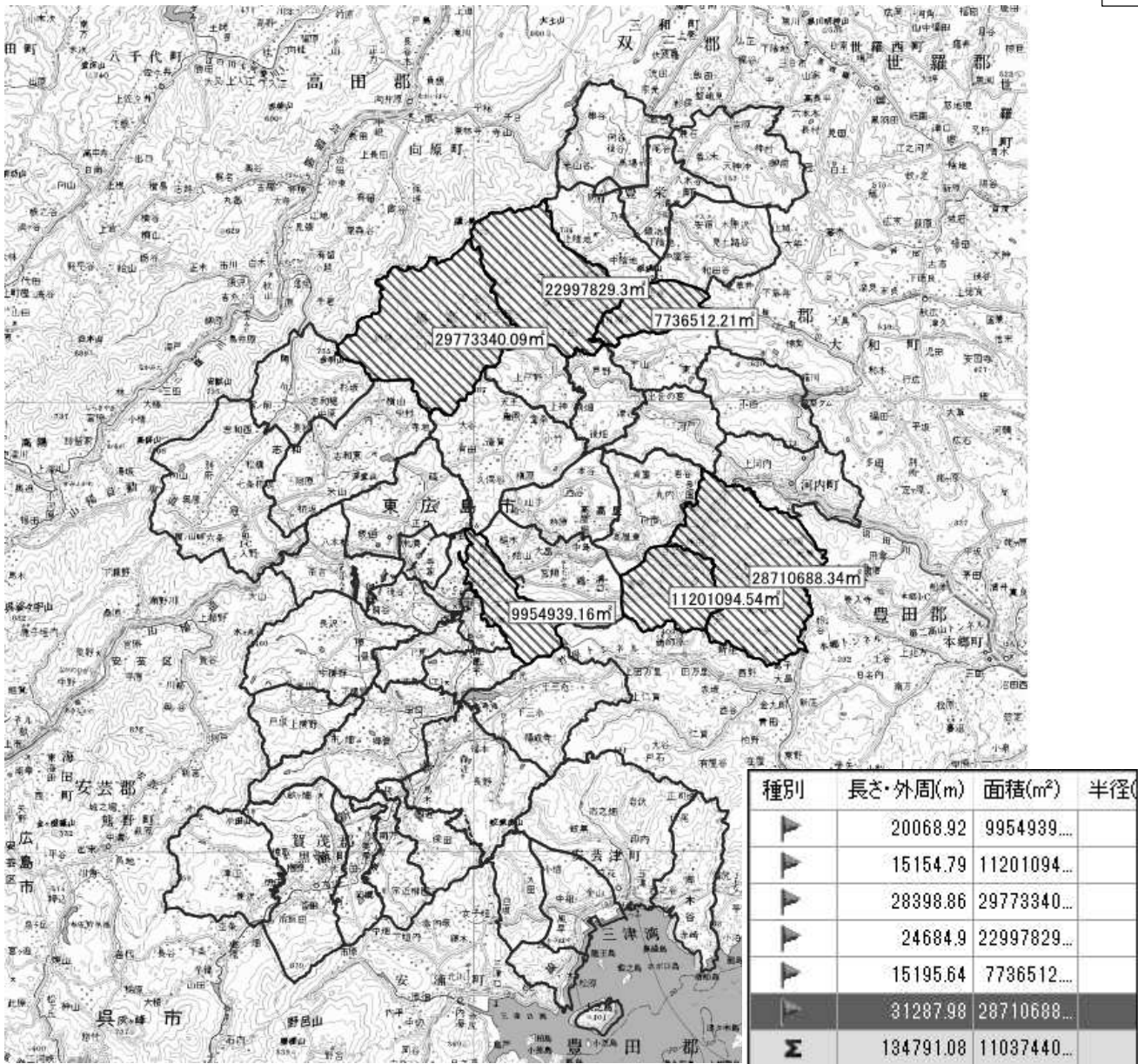
ランク	判定内容	点数	合計点判定
A	小規模の修繕により再利用が可能	0~39点	
B	管理が行き届いていないが当面の危険性は少ない	40~69点	
C	管理が行き届いておらず、損傷が激しい	70~99点	
D	倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い	100~149点	
E	倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高い	150点以上	

## 周囲に対する危険度のランク

ランク	判定内容	評定
I	倒壊した場合でも隣家及び公道を通行する人・車輛に危険を及ぼす可能性がない	
II	上記以外のもの	

表1 空家等件数地区別一覧表

	住民自治協議会名	地区	小学校区	A: H28年度調査 における空き家件 数	B: 減少数 (登録空家が 解体/更地/活用 になった物件)	C: 増加数 (H28年度以降に 空き家となった物 件)	D: 増減数(C-B) (H28年度調査か らの増減数)
1	西条住民自治協議会	西条	西条小学校区	100	3	30	27
2	寺西地域住民自治協議会	西条	寺西小学校区	102	10	4	-6
3	龍王住民自治協議会	西条	龍王小学校区		5	17	12
4	ふるさと郷田自治協議会(郷曾・田口)	西条	郷田小学校区	73	16	0	-16
5	板城小学校区住民自治協議会	西条	板城小学校区	45	21	4	-17
6	三永まちづくり協議会	西条	三永小学校区	71	13	30	17
7	東西条地区住民自治協議会	西条	東西条小学校区	89	未調査	未調査(想定:9)	未調査
8	平岩住民自治協議会	西条	平岩小学校区	67	5	0	-5
9	御園宇小学校区住民自治協議会	西条	御園宇小学校区	44	12	0	-12
10	三ツ城自治協議会	西条	三ツ城小学校区	44	10	0	-10
11	川上小学校区住民自治協議会	八本松	川上小学校区	98	0	55	55
12	原自治協議会	八本松	原小学校区	116	44	1	-43
13	吉川まちづくり自治協議会	八本松	吉川小学校区	18	9	0	-9
14	八本松住民自治協議会	八本松	八本松小学校区	150	2	23	21
15	西志和まちづくり自治協議会	志和	西志和小学校区	182	77	24	-53
16	志和堀小学校区住民自治協議会	志和	志和堀小学校区	82	2	12	10
17	東志和小学校区住民自治協議会	志和	東志和小学校区	80	13	2	-11
18	小谷小学校区市民協働まちづくり協議会	高屋	小谷小学校区	45	未調査	未調査(想定:5)	未調査
19	高屋東小学校区住民自治協議会	高屋	高屋東小学校区	91	29	2	-27
20	高屋西小学校区住民自治協議会	高屋	高屋西小学校区	53	19	2	-17
21	造賀地区自治協議会	高屋	造賀小学校区	74	9	3	-6
22	高美が丘小学校区住民自治協議会	高屋	高美が丘小学校区	42	0	5	5
23	板城西住民自治協議会	黒瀬	板城西小学校区	61	12	16	4
24	上黒瀬住民自治協議会	黒瀬	上黒瀬小学校区	74	14	1	-13
25	乃美尾ふれあい会	黒瀬	乃美尾小学校区	96	13	0	-13
26	中黒瀬住民自治協議会	黒瀬	中黒瀬小学校区	242	84	71	-13
27	下黒瀬住民自治協議会	黒瀬	下黒瀬小学校区	217	35	21	-14
28	住民自治協議会 福に富む郷 竹仁	福富	竹仁小学校区	52	未調査	未調査(想定:6)	未調査
29	上戸野地区住民自治協議会	福富	久芳小学校区	41	7	7	0
30	久芳住民自治協議会	福富	久芳小学校区	13	未調査	未調査(想定:2)	未調査
31	清武住民自治協議会	豊栄	豊栄小学校区	61	0	22	22
32	あすか住民自治協議会	豊栄	豊栄小学校区	45	0	9	9
33	乃美別府住民自治協議会	豊栄	豊栄小学校区	91	6	29	23
34	吉原振興会	豊栄	豊栄小学校区	41	14	19	5
35	清武西住民自治協議会	豊栄	豊栄小学校区	66	3	4	1
36	能良振興協議会	豊栄	豊栄小学校区	27	未調査	未調査(想定:3)	未調査
37	自治組織「you 愛 sun こうち」	河内	河内小学校区	123	12	12	0
38	草が城の里・河戸自治協議会	河内	河内小学校区	59	5	10	5
39	住民自治協議会「四季の里 宇山」	河内	河内小学校区	50	35	7	-28
40	自治組織 ふれあいの里戸野	河内	河内小学校区	24	7	4	-3
41	自治組織「共和の郷・おだ」	河内	河内小学校区	37	0	10	10
42	入野自治組織「篋の郷」	河内	入野小学校区	74	未調査	未調査(想定:8)	未調査
43	大田地区住民自治協議会	安芸津	風早小学校区	22	3	8	5
44	小松原自治会	安芸津	風早小学校区	81	5	9	4
45	大芝地区住民自治協議会	安芸津	風早小学校区	24	1	3	2
46	木谷自治協議会	安芸津	木谷小学校区	77	0	3	3
47	風早自治協議会	安芸津	風早小学校区	134	5	29	24
48	三津地区自治会	安芸津	三津小学校区	262	26	13	-13
				3,760	586	554	-65
			内未調査	300			



抽出作業実施範囲概要図

- 1 塗りつぶしのある区域  
・・・抽出作業が必要
- 2 塗りつぶしのない区域  
・・・抽出作業が不要

## 図形データ作成に係るファイル属性及びデータ形式

No.	項目	定義	データ形式	
1	<u>識別番号</u>	空家等識別のための番号	半角数字	8桁 左の桁から順に、 2：一律21を付番 1：下記、町別番号を付番 5：空き家ごとに付番
2	<u>建物所在地 1</u>	町名 不明の場合は入力しない	全角文字列	10桁
3	<u>建物所在地 2</u>	小字名 不明、無しの場合は入力しない	全角文字列	10桁(「字」含む)
4	<u>建物所在地 3</u>	甲/乙/丙/○(ほかの記号) 不明、無しの場合は入力しない	全角文字列	1桁
5	<u>建物所在地 4</u>	地番(本番) 不明の場合は入力しない	半角数字	6桁
6	<u>建物所在地 5</u>	地番(枝番) 不明、無しの場合は入力しない	半角数字	4桁
7	<u>建物用途</u>	戸建住宅/長屋住宅/店舗・事務所/その他( ) ( )内は戸建住宅/長屋住宅/店舗・事務所以外の用途 不明の場合は入力しない	全角文字列	10桁
8	<u>建物階数</u>	一階(平屋)/二階/三階/四階以上 不明の場合は入力しない	全角文字列	6桁
9	景観の状況/ 門柱・塀の傾き、損傷	有(A・B・C)/無 調査不可の場合は入力しない	全角文字列	4桁
10	景観の状況/ 雑草の繁茂	有(A・B・C)/無 調査不可の場合は入力しない	全角文字列	4桁
11	景観の状況/ 立木の腐朽又は倒壊、道路へのはみ出し	有(A・B・C)/無 調査不可の場合は入力しない	全角文字列	4桁
12	景観の状況/ ゴミ等の放置又は不法投棄	有(A・B・C)/無 調査不可の場合は入力しない	全角文字列	4桁
13	景観の状況/ 小動物のすみか	有(A・B・C)/無 調査不可の場合は入力しない	全角文字列	4桁
14	不良度判定基準	判定基準合計点数 調査不可の場合は入力しない	半角数字	3桁
15	<u>建物の不良度のランク</u>	A/B/C/D/E 調査不可の場合は入力しない	全角文字列	1桁
16	<u>周囲に対する危険度のランク</u>	I/II 調査不可の場合は入力しない	全角文字列	1桁
17	その他	その他特記事項(1~16に表示できないが、参考となる事項) 特記事項なしの場合は入力しない	全角文字列	20桁
18	位置座標 1	平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)Ⅲ系における座標値X(m)	半角数字	11桁(小数点等の記号を含む)
19	位置座標 2	平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)Ⅲ系における座標値Y(m)	半角数字	11桁(小数点等の記号を含む)

\* 下線は報告書資料1記載項目

\* 契約締結後、協議により若干の修正を加えることがある。